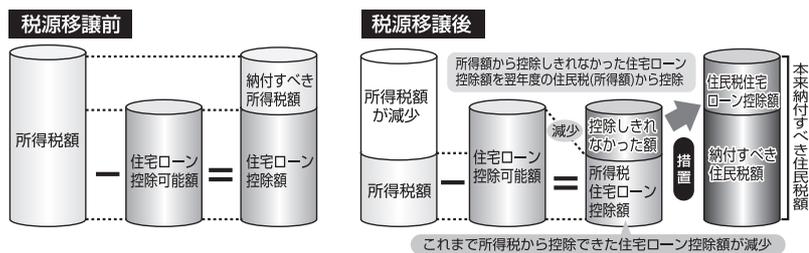


税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除

平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方(平成11年から平成18年末までに入居した方のみ)のうち、税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減ってしまう場合は、その分を翌年度以降の町・県民税から控除できるようになりました。



ただし、控除を受けるには、確定申告や年末調整とは別に町への申告が必要となります。平成20年は3月17日までに(確定申告書を提出する場合は、税務署を通じて)申告してください。

▼計算方法
住宅ローン控除 = 次の1、2のいずれか少ない金額 - 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

▼計算方法

住宅ローン控除 = 次の1、2のいずれか少ない金額 - 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

1. 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額
2. 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

問い合わせ先・提出先 財務課 ☎73-1413

ICカード「taspo(タスポ)」の申込みサービスのご案内

平成20年5月1日からたばこ自動販売機では、成人のみに発行されるICカード「taspo(タスポ)」がないとたばこが買えなくなります。



「taspo(タスポ)」の申込みは、2月1日からたばこ販売店で開始されます。また、役場庁舎内で下記の日時に申込みサービスを行いますので、お気軽にご利用ください。

日時 平成20年2月21日(木)
午前10時30分～午後3時30分
場所 岩美町役場 2階 小会議室
内容 申込用紙の配布及び記入支援
申込写真の撮影
申込用本人確認書類(免許証・保険証等)のコピーサービス
発行手数料や年会費は無料です。

担当者 日本たばこ産業(株)職員

問い合わせ先 社団法人日本たばこ協会 taspo運営センター ☎0120-222-180
taspoホームページ http://www.taspo.jp

償却資産の申告がまだの事業主の方は、申告書の提出をお願いします。

毎年1月1日現在、事業用償却資産を所有している法人及び個人の方は、1月31日までに償却資産の申告をしていただくことになっております。まだ申告書を提出されていない方は、至急申告書を提出してください。申告が必要な償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却費として経費に算入されるものです。(自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものは除く。)

なお、事業用償却資産をお持ちで、申告書が届いていない場合などのご連絡ください。

財務課 課税係
☎73-1413
FAX 73-1569
URL http://www.iwami.gr.jp/
E-mail zaimu@iwami.gr.jp